障害者基本法改正の概要案（ＤＰＩ北海道ブロック会議試案）

改正が必要な理由

※日本身体障害者団体連合会・全国手をつなぐ育成会・全国精神保健福祉会連合会・全日本ろうあ連盟
日本盲人会連合・全国肢体不自由児者父母の会連合会・全国身体障害者施設協議会等の意見を反映

①障害者権利条約批准後を踏まえ、さらに条約内容を反映させる必要性
②附則において3年後見直し規定があるが、すでに8年が経過
③前回の法改正で、積み残しされた課題について条文化が必要
④2011年以降に新設、改正された他法に合わせ整合性をとる必要性…etc

改正のポイント

Ⅰ．総則

①「可能な限り」を削除。国会答弁では「可能な限りとは、最大限努力すること」を確認しているが、理念法には必要なし
②「差別」「合理的配慮」の定義を明記。「虐待」「ハラスメント（侮蔑やいじめ等精神的・身体的苦痛）」の禁止について新たに追記
③「制度の谷間」を作らない包括的な「障害者」の定義へ（周期的、断続的なものを含む）を追記
④身近な場所で医療、介護が受けられるよう、「地域生活支援」を追記
⑤障害女性への複合差別の解消に向け適切な措置が取られるよう、新たに「障害のある女性」条文を新設
⑥きめ細やかな制度施策立案のため、新たに「統計及びデータ収集」条文を新設

Ⅱ．基本的な施策

①障害の有無に関わらず分離されない教育を実現するため、「合理的配慮の提供」を明記。また高等教育、成人教育および生涯教育においても差別なしに受けられることを明記
②精神障害者への偏見差別が根強いことから重点施策として条文を新設
③「相談条項」から「権利擁護」「意思決定支援」に発展充実へ
④手話、要約、点字、字幕、ピクトグラム等、個々の障害に合わせた情報のバリアフリー化を明記

Ⅲ．推進体制

①障害者政策委員会に条約監視機能を明文化し、強化
②障害種別・性別等に配慮した委員構成とする旨を追記
③市町村における合議機関設置を義務化

さらなる障害者施策全般の底上げへ
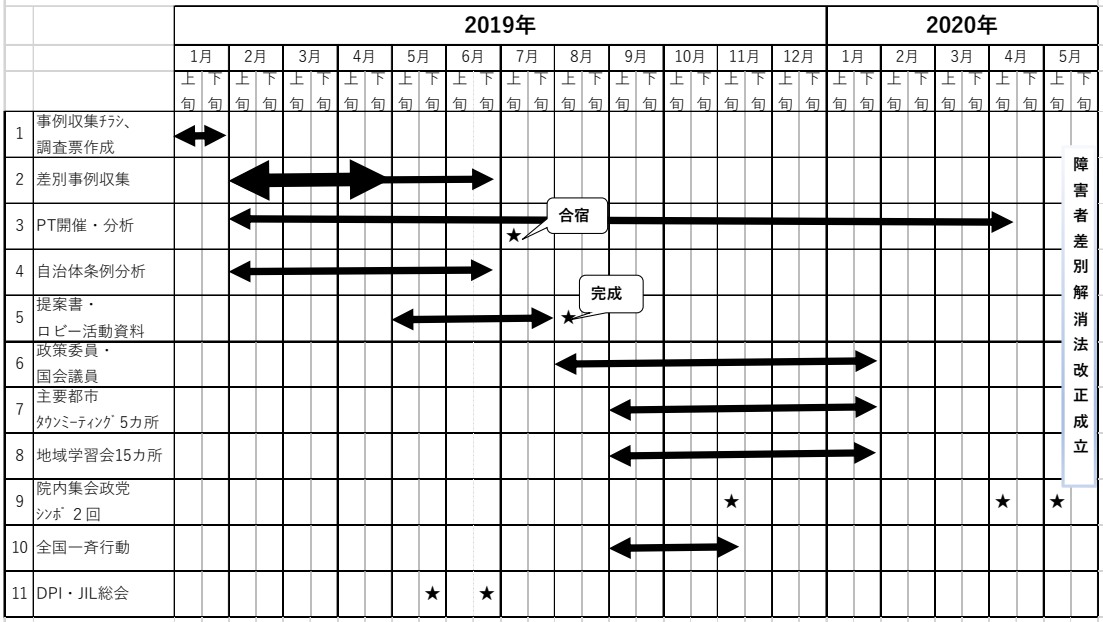
障害者差別解消法改正の取り組みスケジュール案